

FEI 競技獣医セミナー報告書

2005年8月31日
日本馬術連盟獣医委員会
小山 香

I 概 要

FEI 競技獣医セミナーは、ヨーロッパやアメリカで毎年1回開催されており、主にFEI 獣医規程に基づく獣医師の職務、特にFEI 公認競技会における競技会中の獣医管理について、CCIやCICなどの競技会コースでの実務に臨場しながら、ベテラン担当者による講義と指導が行われる。今回は、過去には☆☆で日本人ライダーも活躍した事のあるスイス Ecublens で開催されたCCI ☆Ecublens に併せて実施された。FEI 公認競技会が盛んな欧米では、毎年多くの獣医師が、新人FEI 競技獣医師を目指してこのセミナーに参加する。

セミナーのテーマは、規定の改正による講義内容の変更や最新のオリンピックを受けての新しい動き等に関する新たな情報が盛り込まれていたものの、三木ホースパークで昨年開催されたセミナーと、ほぼ同じ内容であった。これは、このセミナーが新たにFEI 登録獣医師になるための基本セミナーであるからだろう。

- 1 開催日時：2005年6月10日～12日
- 2 会 場：Fondation Verte Rive (プーリー)
Domaine de la Garance (Ecublens)
Ecublens 馬術競技場 (Ecublens)
- 3 コース講師：Dr. Frits Sluyter (オランダ), FEI 獣医部門長
客員講師：Dr. Vinzenz Gerber, ベルン大学 (スイス)
Mr. Dermot Forde, FEI 検体獣医 (アイルランド)

II 日 程

- 6月10日(金)：ローザンヌ市内で講義を受けた後、ローザンヌ郊外の競技場へ移動、CCI ☆Ecublens 第一回目ホースインスペクションを見学、説明を受け、昼食後再び夕方まで講義
- 6月11日(土)：早朝に今回のCCI ☆Ecublens のコースデザイナー、Dr. Charles Trollet の案内による野外のコースウォーク、その後競技場近くで講義、午後からは実際のクロスカントリー競技を見学しながら、安全対策に関する講義、その間に第2回インスペクションに臨場
- 6月12日(日)：競技会場で、第3回ホースインスペクションに臨場後、第1回目と3回目のホースインスペクション、についての討議、その他講義

III コーストピックスと主な内容

概要でも述べたとおり、セミナーのテーマ、特にFEI 機構や、FEI 獣医師の役割、FEI 獣医規程、獣医検査、獣医基盤、馬のウェルフェアなどは、毎回ほぼ同じ内容である。今回のセミナーは、アテネオリンピックの反省に基づいて、獣医師の置かれた立場とその業務の重要性などの他、ドーピングコントロールのあり方や、薬物規制との違い、馬のウェルフェアに関する国際的な常識、オリンピックやWEGクラスの国際競技に必要な

な獣医学的インフラ、などが目新しい内容として講義されたので、その話題に絞って御紹介したい。

1 獣医師の置かれた立場とその業務の重要性

① 競技会における獣医師団の職掌

- i) 競技会組織委員会への協力
- ii) 競技関係者間の利害係争トラブルの阻止
- iii) 「獣医規程」の遵守と励行
- iv) 競技審判団や上訴委員会との協議と合意
- v) チーム獣医師や競技者のプライベート獣医師との連絡調整
- vi) 厩舎地区の管理運営
- vii) パスポートチェック及びコントロール
- viii) インспекションの企画（場所の設置など）検討
- ix) 競技前のコース査察
- x) 各種提出書類の記載責任と管理；

② インフルエンザワクチン接種について

H P等で既に広報されているが、FEI では以下のように規定化した。

- i) 最初の基礎と追加接種の間隔は、最小 21～最大 92 日以内
- ii) その後の補強接種は 6 カ月＋最大で 21 日間（競技会スケジュールにより困難なケースが想定されるため）
- iii) 競技参加の 7 日前までに接種を終了しなくてはならない
- iv) ワクチン接種を行った獣医師は、接種年月日・ワクチン情報などをパスポートに明記
- v) ワクチン接種プログラムの適正性は、最後に接種した獣医師が確認
- vi) ワクチン接種不備が確認された場合は警告と、不備の日数に応じて、罰金（最大 500CHF）が科せられる。CHF；スイスフラン

国内のインフルエンザ防疫体制は、軽種馬防疫協議会の指導もあり、FEI よりも進んでいてその点では特に問題はないが、必ずしも選手やオーナーの防疫意識が高いとは言えない。国内とは違い海外では、防疫規則の違反が許されることはなく、警告や罰金が科され、もっとも重い場合（接種すべき日の遅延日数が長い場合）は、入厩出来ない、というペナルティーが科せられることを、海外への参戦人馬が増えつつある現在、認識する必要がある。

③ ホースインспекション

- i) インспекションの目的は競技適性の確認であり、無理矢理に跛行を見つけることではない
- ii) Examination と Inspection の違いが重要
- iii) 合否の判定は、競技出場に適した状態かどうか
- iv) インспекションの判定については、あくまで審判団長に決定権がある
- v) 審判団、獣医師団でインспекション団を構成し、検査獣医師を加える
- vi) 審判団と獣医師団との事前打ち合わせの重要性
- vii) パスポート検査は、インспекション前（馬が入場する前）に必ず実施
- viii) 平らで安全な地面、蹄音が確認出来る場所が望ましいが、スリップするような材質ではいけない。
- ix) 競技場はソフトでインспекションには向かない（馬場の砂の上は歩様検査にな

らない)

＊インスペクション会場を確保できない競技場は、FEI 公認競技場として認定してはいけない

2 ドーピングコントロールと薬物規制

① アテネオリンピックにおけるメディケーションコントロール

i) 検査対象頭数：40頭→総合13頭、馬場13頭、障害14頭

ii) 陽性検体：5頭5件→総合2頭、障害3頭

iii) 2件については、ミスコミュニケーション→獣医師、選手には罪の意識がない

iv) チーム VET と FEI VET(獣医師団)とのコミュニケーションが大切

② タスクフォース(FEI 薬物問題特命委員会)について

i) アテネにおけるドーピング陽性事例は、メダルの剥奪というセンセーショナルなニュースとなってしまう、IOCからもその再発防止を要請された

ii) WADA(世界アンチドーピング機構)を中心とした選手のドーピングでも同様だが、今後厳しくなる事はあっても甘くなる事はないし、メダルに関連して嫌でもマスコミに注目されるので、対応を明確にせざるを得ない

iii) 馬に関しては、獣医部門の問題にとどまらず、馬のウェルフェア、選手や関係者の倫理感、等影響は多岐に及ぶため、専門の機関(Medical & Doping Sub-Group)を作った

iv) アテネの教訓を生かし、より馬のウェルフェアを重視した薬物規制をするために薬物問題特命委員会を設置

v) 基本的には、治療がいけないのではなく、薬物の影響下で競技パフォーマンスを向上させることが問題→ドーピングと薬物治療の違い

薬物治療規制；競技出場馬の健康とウェルフェアを守るために適正な治療を施しつつも、能力に影響を及ぼす（或いは潜在的な健康懸念を隠す）ような薬物治療違反を防ぐこと。

ドーピング規制；馬体に禁止物質を投与、或いは塗布することにより、馬の能力に影響を及ぼす（或いは潜在的な健康懸念を隠す）如何なる試みをも阻止すること。

vi) 具合の悪い馬に対して治療をしないことは馬のウェルフェアに反するが、そういう馬を競技に出場させることは馬のウェルフェアを無視している

vii) ファーストチョイスとなる薬物とその消失時間を考慮して、それについては、検出限界(閾値)を決めて使用出来る様にすることが、馬のウェルフェア上必要ではないか、今後議論をしなくてはならない

viii) 薬物とその消失時間には個体の影響が大きいが、それをどうするかも問題

③ 薬物問題特命委員会の見解

i) 治療は全て最大限、馬の健康とウェルフェアに資する目的で行われなければならない。従って如何なる治療もその治療を受ける馬の病状によって十分に正当と認められるものでなければならない。

ii) 負傷や病気により競技に出場できない馬には適切な獣医療を施さなければならない。

iii) 馬の管理責任者は診療獣医師／チーム獣医師から治療や治療に要する期間について指示を受けなければならない。

iv) 薬物治療を認可する適正な FEI ガイドラインに裏付けられたものでない限り、如

- 何なる物質も競技会当日、或いは競技会開催期日近くに馬へ投与すべきでない。
- v) 競技開催時期に近い時点で行われた治療については全て完全かつ正確な報告書を作成して保管しなければならない。
 - vi) 合法的な治療；必要な場合は全ての馬が必ず治療を受けられるようにし、また競技開催期日に近いことで治療が保留されることのないようにするため、既存の FEI 薬物治療記録用紙 1 を使用しなければならない

3 馬のウェルフェアに関する国際的な常識

① FEI Horse Welfare

- i) 馬のウェルフェアは何に対してもいかなる時も常に優先されるべき
- ii) 馬術というスポーツを継続するには、このことを常に訴えて行かなくてはならない(人と馬のコンビネーションが馬術競技の特徴)
- iii) 厳しいインスペクションが要求される
- iv) 総合では致命的な事故、エンデュランスは致死的な代謝障害、障害では頻繁な競技会、馬場はトレーニング方法などにより、馬のウェルフェアへの悪影響がある
- v) 動物愛護を訴える団体、個人への対応

② 薬物治療

- i) 増加している薬物検査違反事例のほとんどは、ミスマネジメント
- ii) 治療は必要：治療そのものを否定することは馬のウェルフェア上問題だが、同時に薬物治療をしてまで競技に出す事はウェルフェアの無視である
- iii) 競技に影響しないような薬物による治療を検討；第 1 選択薬剤のリストアップや禁止薬物のリスト作成
- iv) 禁止薬物への対応；ドーピングコントロールとして厳密に対処

③ FEI における薬物治療のポリシー

- i) 競技会での治療行為は、緊急時のみに許可される
- ii) 臨床症状が良くない場合には、競技から欠場させるべきである
- iii) 馬のウェルフェアが常に優先される。
- iv) 治療した場合、診療した獣医師からオフィシャル獣医師へ報告

4 WEGやオリンピック等で必要となる獣医インフラについて

① 獣医施設；速歩エリア、サンプリング厩舎、オフィシャルの事務所、

 VET クリニック：高価なものでも良いが一通りのものが必要
 並歩エリア、つなぎ場所、検査治療場所、排水設備、薬品庫、検査室、暗室、倉庫、入院馬房(12 m²以上)

 診断機器：X線、超音波、エンドスコープ、サーモグラフィー、心電計、検眼鏡、コンピューター設備、スキャナー、デジカメ

 外科手術設備は必須ではないが、無い場合は搬送先を確保すること

 検疫厩舎：1～2 棟、直接接触出来ない、少なくとも一般厩舎地区から 15 m 離れている事、検疫中でも運動出来るような馬場が必要

② 獣医スタッフ；3-Day のクロスカントリーが最大人数となる(アテネでは 50 名)

③ 救急対策；馬用救急車、ロスやバルセロナでは救急ヘリも準備されていた

④ 装蹄サービス

⑤ 予算措置

- i) 獣医設備は仮設でよいし、機器等もリースでよい

- ii) 診断業務は無料の場合が多い
- iii) 治療や薬物投与については有料で通常の営業ベースの金額がよい
- iv) スタッフの人件費を含めた予算立てが必要

⑥ 連絡調整

- i) FEI と VET コーディネーターが連携してテクニカルブックを作ると良い
- ii) 獣医設備は、入厩から競技期間中
- iii) 治療、薬物投与についてのルールを作る必要がある (FEI と協議)
- iv) 一時入国、再入国の手続きの明確化 (国や地域の衛生機関と連携が必要)
- v) 入手可能なスケジュール (テストイベントまでに作成)

5 検疫の重要性

EU 内の競技日程を見ると、馬のほとんどが何カ国かをまたがって移動しており、全体で見ても 130 カ国で 1200 の競技が開催されている。各国政府に要求されている条件、馬の健康証明、検疫要項を確認して検査・注射を実施し、FEI パスポート (すべての国際間移動をする馬に必要) に記載する。検疫条件の標準化は各国 (の衛生機関) で衛生条件が異なるために困難 (可能なのは EU か)。

2020 年以降、日本でオリンピックを誘致する動きも出てきているが、この話が本格化すれば、検疫に関する問題について、農林水産省との調整業務等が重要になる。

IV 感想

今回の FEI 獣医セミナーには南米 (ブラジル、プエルトリコ) から極東 (日本) まで、文字通り世界中のイベント獣医師が 15 カ国から約 40 名参加した。セミナー参加者も国によっていろいろで、今回は初めてレイニング競技の専門獣医師の参加もあったが、ほとんどが新たに FEI 登録獣医師になるための参加である。

海外での FEI 公認競技会はますます活発になり、獣医師団の役割は増えることはあってもなくなることはないと言う。日本では FEI 公認競技会そのものは、年々増えているわけではなく、そのクラスに参加するメンバーもそう増えているわけではない。しかし、今後、国内でオリンピックや WEG の権利を取得できるよう、FEI 公認競技会を開催する可能性はあるだろう。今後日本でオリンピック開催という可能性も皆無ではない。日馬連公認競技会開催に伴い、審判長やコースデザイナーについては、重要性が認識されているが、獣医師に対する認識は、日本ではまだまだ低く、FEI 公認競技会であっても、人員をカットされるのは獣医師団という現状である。年間シフトを組んで獣医委員全体で FEI 公認競技会に臨場することになってはいるが、主催者がそのことを理解していないためか、開催地の事情もあってか、シフトどおり実務に就くことすら難しい。獣医関連業務は、獣医報告書、審判報告書のどちらが欠けても、FEI 公認競技会として成立しないほど、重要な位置づけである。獣医セミナーの内容を紹介させていただく機会にも恵まれたので、このことを少しでも御理解頂けたら幸いである。

最後になりましたが、セミナー参加の機会を作って下さった日本馬術連盟獣医委員会に、深謝いたします。